

家族のことが大好きなのはさんは、おうちでの様子やみんなで出かけたことなど、いつも話しています。園でもスライム遊びをする時に、おうちでの経験から「よくまけてね」と、友だちに作り方を伝えながら楽しんでいます。

担任から

おやすみのひ、おうちでスライムをつくった。ママとつくった。いっぱいできた。おねえちゃん、スライムあんまりすきじゃないからしなかった。パパはあんまりじょうずにできなかったからとちゅうでやめた。ママとわたしはスライムづくりのてんさいだよ。とうめいのもつくった。いろいろのざいりようをつかわないで



いっしょにポーズ！
(作者は写真左)



「スライムづくりのてんさいだよ！」

きる。つくったスライムは、スライムをいれるばしよにいれてとつてる。ほいくえんのひ、はやおきして、じゅんびもはやくおわって、じかんもまだまだあったから、ほいくえんいくまえににじいろスライムであそんだ。ネコのはながみてた。オレンジのスライムでねこつくったこともある。

なかよし園 津田 菜羽(5歳)

「スライムであそんだよ」



人権のひろば

210

人権教育・啓発課

☎096(232)2113

見えにくい貧困に気づくために
10月17日(土)は「貧困撲滅のための国際デー」です

文責：町地域人権教育指導員 大塚 まさのぶ 正信

町は、企業の進出や人口の増加などにより、大きく発展しています。6月末の人口は4万4千人を超え、子育て世帯や新しく町に移り住む人も増えています。まちに活気が生まれる一方で、その発展の陰に、生活の厳しさや孤立を抱えている人がいることにも目を向ける必要があります。

令和6年3月、町が小学5年生・中学2年生とその保護者を対象に実施した「子どもの生活状況調査」では、現在の暮らしを「苦しい」「大変苦しい」と答えた人は合わせて23.9%でした。また、経済的な理由で「食費を切り詰めた」人が24.3%、「必要な服や靴を買うのを控えた」人が23.9%、「家族旅行を控えた」人が40.3%となっています。子どもが希望しても、経済的な理由から「必要な服や靴を買えなかった」「習い事に通わせることができなかった」と答えた保護者はいずれも9.7%、「学習塾に通わせることができなかった」は9.3%でした。さらに、悩みや子育てについて「相談できる人がいる」と答えた人は73.0%で、8.8%の人が「相談できる人が欲しいが、いない」と答えています。

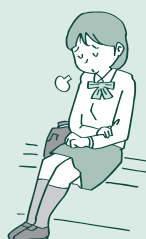
これらの数字は町の全ての家庭を表すものではありません。しかし、私たちの身近なところにも、周囲に気付かれないまま生活の苦しさを抱えている家庭があることを示しています。

貧困とは、食べ物や住まいに困ることだけではありません。学ぶこと、医療を受けること、友達と同じ活動に参加すること、将来の進路を選ぶことなど、さまざまな権利や可能性が狭められる問題です。特に子どもは、家庭の経済状況を自分の力で変えることができません。

生活が苦しくなる背景には、病気や失業、離婚、介護、災害、物価の上昇など、さまざまな事情があります。「本人や家族の努力が足りない」と決め付けることは、苦しんでいる人をさらに孤立させてしまいます。

町では、経済的な理由で子どもの就学が困難な家庭に対する就学援助を行っており、年度の途中で家計が急変した場合も相談を受け付けています。支援を受けることや助けを求めることは、恥ずかしいことではありません。誰もが安心して生きるための大切な権利です。困っている人を責めないこと。外見や持ち物だけで生活状況を決め付けけないこと。声を上げにくい人の思いに耳を傾け、必要な支援につなぐこと。こうした一人一人の行動が、貧困をなくすための第一歩です。

町の発展を、誰かを取り残すものにしてはなりません。誰もが孤立せず、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、夢や希望を持って成長できる菊陽町を、地域全体でつくっていきましょう。



菊陽町
総合交流ターミナル
☎096(232)8690

さんふわわ

NEWS
第62回

詳しくはこちら
QRコード
ホームページ Instagram

健康増進施設
スポーツジムにんじむ 入会キャンペーン

入会特典 期間中に入会すると、
1カ月分(10月分)が無料

10/1(木)～10/7(水)

トレーニングジム



スタジオ教室



にんじむ 営業時間

(月)～(土)：9:30～22:30(受付：～21:30)

(日)(祝)：9:30～19:00(受付：～18:00)

定休日 (火)(祝の場合は営業)

料金

	月会員(トレーニング+スタジオ+温泉)
一般	7,900円
70歳以上	6,100円

消費生活通信 vol. 15

☎町消費生活相談室(総合政策課内) ☎096(232)2112

相談受付時間 (月)～(木) 午前10時～午後4時(祝を除く)

賃貸住宅の原状回復トラブル

相談事例①

5年間家族で住んでいた賃貸アパートを退去した。子どもが壁のクロスの一部にキズをつけたので、修理費の負担があるとは思っていたが、部屋全部のクロス張替え費用を請求されたので驚いた。払いたくない。(30歳代 女性)

相談事例②

賃貸アパートの退去に伴う修繕費用の負担金額について、大家さんと折り合いがつかず、今でも敷金返還がなされていない。少額訴訟制度が使えと聞いたが、どのような制度なのだろうか。(40歳代 男性)

消費者へのアドバイス

賃貸アパートの契約では、退去時にトラブルになることが多いという特徴があります。トラブルを回避するために、契約時には特約事項も含めた契約内容をよく確認し、わからないことがあれば説明を受けて、不

明な点をなくしておきましょう。入居時には貸主側と一緒に住居の状態を確認し、キズや汚れなどがある場合は日付の入る写真を撮って証拠を残しておくようにします。入居中は、借りているものであることを意識して、できるだけきれいに使うことを心がけ、設置されていた設備に不具合が生じた場合などは、勝手に修理せず貸主側に相談しましょう。退去時でもできる限り貸主側と一緒に住居の現状を確認するようにし、入居時に撮った写真も参考にします。

事例①のように、原状回復費用で納得がいけない場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に考え方の目安となる基準が示されていますので、それをもとに貸主側と話し合いをしましょう。

事例②のように話し合いで折り合いがつかない場合は、少額訴訟制度を利用する方法もあります。少額訴訟は、60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて、原則1回の審理で紛争の解決を図る手続きです。

困ったことがある場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。